広報
2006（平成18年） 青空と緑と産業のまち
No. 340

しょうわ

Public Relations SHOWA Town
2
FEBRUARY
月号

成人おめでとう！

1月8日（日）『第59回昭和町成人式』が、町総合会館軽運動室で行われました。

式は町教育委員会主催で行われ、町関係者や家族に見守られながら厳かに行われました。

成人したみなさんは、久しぶりに顔を合わせた友達や恩師の方と近況などを話していました。

CONTENTS（おもな内容）

●税の申告のお知らせ
●『障害者自立支援法』が施行されます
●安全・安心パトロールカーを導入いたしました
●平成18年消防出初式が行われました
●老人保健のみなさまへ

昭和町公式ホームページに今すぐアクセス！⇨

ＱＲコード（二次元バーコード）の読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、右のＱＲコードを読み取ることで、簡単にアクセスができます。
なお、接写モードで認識しにくいときは、標準モードに切り替えたり、カメラの明るさの設定を暗くしてみてください。

今年から役場での申告会場が変わります

税の申告のお知らせ

問合せ　役場税務課 住民税係（☎275-2111 内線221）

いよいよ確定申告も間近となりましたが、自営業のみなさん、農家のみなさん、申告の準備はもうお済みでしょうか？

町では今年から申告会場を庁舎裏の別棟2階会議室に移し、2月16日（木）から3月15日（水）まで申告相談を行います。申告期間中は混雑を避けるため、地区別に申告相談日を設けています。

また、本年は2月26日（日）に限り、相談及び申告書の受付を行います。平日に申告できない方など、地区の限定はありませんのでご利用ください。

申告相談は2月16日から

申告は、町・県民税（住民税）や国民健康保険税を正しく算出する基礎となるほか、各種税証明書を発行するときの資料となる大変重要な手続きです。

申告相談は2月16日（木）から3月15日（水）の下記日程で、申告会場を今年から庁舎裏の別棟2階の会議室に変更しましたので申告される方は、役場庁舎南側の押原中学校との間の外階段を上り、最初の会議室が会場になりますので、昨年までの税務課窓口での受付は実施しないため、お間違いないようにご注意ください。

所得税の申告が必要な方

◎税務署から申告書が郵送された方

◎営業、農業、不動産所得等の1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計を超える方

◎土地・建物を譲渡（交換を含む）した方

◆サラリーマンの確定申告

大部分のサラリーマンは、年末調整で所得税の納税を完了しますが、次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

◎平成17年中の給与収入の合計額が2,000万円を超える方

◎給与を1か所から受けている方で給与以外の所得が20万円を超える方

◎給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と給与以外の所得が20万円を超える方

◎年末調整した内容に変更がある方

◆確定申告で税金が戻ります

確定申告をする義務のない方でも次のような場合は、確定申告で所得税が戻ることがあります。

◎マイホームをローン等で取得した場合

◎多額の医療費を支払った場合

◎災害や盗難にあった場合

◎年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合

町・県民税の申告が必要な方

平成18年1月1日現在昭和町に住所があり、平成17年1月1日～12月31日の間に所得があった方は申告が必要です。

なお、前年実績などをもとに申告が必要と思われる方には、あらかじめ「町民税・県民税・国民健康保険税・介護保険料申告書」をお送りします。

申告書を受け取られた方は、所得がなかった場合でも申告書に理由を記入して提出してください。

国民健康保険に加入されている方は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。

特に所得がなかった方は、申告しないと、保険税の軽減（割引）や高額医療費の非課税世帯の適用が受けられません。

また、所得証明などの公的証明を必要とする方も、申告が必要です。

ただし、次に該当する方は町・県民税の申告の必要はありません。

◎税務署に所得税の確定申告書を提出する方

◎給与所得のみのサラリーマン、または、公的年金のみを支給されている方で、勤務先または支払い者から役場に支払報告書が提出されている方

◎町内に住んでいる方の扶養親族として申告されている方

住宅ローン減税について

住宅ローン減税とは、居住者

地区別申告相談日程表

相談日	対象地区
2月16日（木）～2月22日（水）	西条一区 西条二区 清水新居
2月23日（木）～3月1日（水）	西条新田 押越 河東中島
3月2日（木）～3月8日（水）	紙漉阿原 築地新居 飯喰 河西
3月9日（木）～3月15日（水）	上河東 上河東二区

相談時間　午前9時～午後5時

受付時間　【午前】8時30分～11時

【午後】1時　～　4時

＊混雑の状況により、受付時間が繰り上がることがあります。

相談場所　役場庁舎裏別棟2階会議室

問合せ　役場税務課　住民税係

（☎275-2111 内線221・222）

＊本年は2月26日の日曜日に限り申告相談及び申告の受付を行います。地区の限定はありません。

が住宅の取得等をして、これらの新築家屋等を平成20年12月31日までの間にその方の居住の用に供した場合において、その方が一定の住宅借入金等を有するときは、その居住の用に供した年以後10年間（平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合は15年間）の各年末の借入金残高に応じて一定額を所得税から控除することができる制度のことです。ただし、合計所得額が3、000万円を超える年は除かれます。

◆土地の借入金も控除の対象

平成11年1月1日以降において適用対象となる住宅借入金等の範囲に、居住用家屋の新築または新築住宅、もしくは既存住宅の購入と共に土地または土地の上に存する権利の取得に充てるための借入金で一定の要件を満たすものについても対象となります。

◆住宅ローン減税を受ける時に必要な書類

◎売買契約書・建築請負契約書
◎住宅の登記簿謄本（法務局で発行）
＊土地の登記簿謄本は土地の借入金がある場合に必要
◎住宅取得資金にかかわる借入金の年末残高証明書（金融機関で発行）
◎住民票抄本（住民登録の役場）
◎給与等の源泉徴収票（原本）
◎金融機関の口座番号（本人）

税理士会の無料相談会

還付申告指導（年金及び医療費控除）の広域無料相談会		
甲府市総合市民会館	2月10日（金）・13日（月）	午前10時～午後4時
小規模事業者のための無料相談会	所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡所得及び贈与税の相談の方はご遠慮ください	
甲府市総合市民会館	2月16日（木）～28日（火）土曜日及び26日（日）を除く	午前10時～正午 午後1時～4時
甲斐市竜王北部公民館	2月20日（月）	午前10時～正午 午後1時～4時
南アルプス市白根中央公民館	2月21日（火）	午前10時～正午 午後1時～4時

甲府税務署からのお知らせ

平成17年分の申告書作成会場が変わりました。

所在地

甲府市中央1－5－2甲府銀座ビル（旧トポス）3階

開設期間

平成18年1月23日（月）～3月31日（金）まで（土、日曜及び祝日を除く。ただし、2月19日（日）と26日（日）は、開設いたします）

時間

午前9時～午後5時

＊右記期間中、甲府税務署の庁舎内には申告書作成場所は設置しておりませんのでご注意ください。

◎平成17年分の申告書の受付・相談及び納税の期限は、次のとおりです。

所得税

2月16日（木）～3月15日（水）

贈与税

2月1日（水）～3月15日（水）

平成17年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が、110万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の納付には、振替納税を利用することができませんので、3月15日（水）までに銀行や郵便局等で納付書により納付してください。

個人事業者の消費税及び地方消費税

期限は3月31日（金）までです。

消費税の確定申告が必要な方は、平成15年分の課税売上高が、1、000万円を超える個人事業者及び「消費税課税事業者選択届出書」を提出した個人事業者です。

◎還付申告の方は、2月15日（水）以前でも申告書を提出することができます。

納税には安心、便利な口座振替をご利用ください。振替納税を利用される方は、3月15日（水）までに「振替依頼書」を税務署へ提出してください。

平成17年分の確定申告の振替日は、所得税4月20日（木）消費税4月27日（木）です。詳しくは、甲府税務署へお尋ねください。（☎233-3111）

ホームページで確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で作成（プリントアウト）した確定申告書を税務署に提出することができます。

国税庁ホームページのアドレスは、http://www.nta.go.jp

タックスアンサーホームページのアドレスは、http://www.taxanswer.nta.go.jp

申告の時にお持ちいただくもの

該当する方	持ち物
全員	印鑑
	社会保険料（国民健康保険税、国民年金、農業者年金等）や小規模企業共済等掛金の領収書または証明書 ＊国民年金保険料の控除証明書と領収書は忘れずにお持ちください
	生命保険や損害保険の控除証明書など
	本人名義の預貯金口座番号の分かるもの（所得税の還付がある場合必要）
給与所得者	源泉徴収票（原本）または給与支払明細書
公的年金等受給者	源泉徴収票（原本）・互助年金計算書
事業所得者	仕入れ・売上の帳簿や必要経費の領収書
農業所得者	農業所得計算書・出荷証明書
上記以外の所得がある方	その収入や必要経費が分かる書類
本人または扶養親族が障害者の方	身体障害者手帳など
雑損控除や医療費控除を受けようとする方	り災証明や損害証明書、医療費の領収書または支払証明書（医療費通知は証明になりません）及び保険などで補てんされた金額の明細書
寄付金控除を受けようとする方	特定団体へ支出した寄付金の領収書

援法』が施行されます

障害のある方に対する、福祉サービスの利用制度が平成18年4月から新たな仕組みに変わります。現在、支援費制度などの障害福祉サービスをご利用の方は、新たに町へ申請する必要があります。

障害者自立支援法とは

障害者自立支援法は、障害のある方が自立した日常生活を営むことができるように必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず安心して地域で暮らせる社会を実現することを目的としています。

対　象　者

次の方で、町から支給決定を受けた方（受給者証の交付を受けた方）が受給対象者になります。

- 身体障害者 → 身体障害者手帳所持者
- 知的障害者 → 療育手帳所持者等
- 精神障害者 → 保健福祉手帳所持者
- 障　害　児 → 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者等

現在、支援サービスを利用されている方

現在、支援費制度による居宅サービス（居宅介護・デイサービス・短期入所など）、及び施設サービス（身体障害者の更生・授産・療護施設、知的障害者の更生・授産施設）を利用している方は、平成18年4月から利用者負担の仕組みが変わります。そのため、平成18年4月から利用者負担の認定手続きを行う必要があります。

サービスにかかる費用

居宅介護（ホームヘルプ）・短期入所（ショートステイ）や施設サービスなど障害福祉サービスの利用に応じて、その費用の1割負担と施設での食費・光熱水費等の実費が必要となりますが、負担が大きくならないよう利用するサービスに応じて負担を軽減する仕組みがあります。
残りの9割は町と県・国が負担する仕組みです。

サービスのしくみ

＊介護給付

障害程度が一定以上の方に、必要な生活介護、療養介護を行います。

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・児童デイサービス・　短期入所（ショートステイ）・療養介護・生活介護・施設入所支援・共同生活介護（ケアホーム）

＊訓練等給付

身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助（グループホーム）

平成18年4月から『障害者自立支

＊地域生活支援事業

町や県では、障害福祉サービスなどと組み合わせて障害者を支援します。

相談支援（関係機関との連絡調整、権利擁護）・地域活動支援センター（創作的活動・生産活動の機会提供、社会との交流促進等）・コミュニケーション支援（手話通訳派遣等）・日常生活用具の給付または貸与・居住支援・移動支援など

＊自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）が自立支援医療に変わります。

どの障害の方も基本は１割の定率負担です。ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が大きくならないようなっています。

所得の低い方以外でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には、上限額が決められています。

＊補装具費の支給

これまでの現物支給から、補装具費（購入費・修理費）の支給へと変わります。

利用者負担についても基本は１割の定率負担です。ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が大きくならないようなっています。

サービスを利用するまでの基本的な流れ

① 相談・申請

町または相談支援事業者（県の指定を受けた事業者でサービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整を行います）に相談していただき、サービスが必要な場合は申請してください。

② 調査

支給申請書が提出されると、生活や障害の状況についての調査を行います。

③ 審査・認定

調査の結果をもとに審査・判定を行い、どのくらいのサービスが必要な状態（障害程度区分）かを決定します。

④ 認定・決定通知

障害程度区分や生活環境、サービスの利用意向などをもとに、サービス支給量と１か月当たりの利用者負担の限度額を決定して、受給者証を交付します。

⑤ サービス利用

利用者は指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービス利用の申込みや契約を行います。

⑥ 介護給付費等の支払い

町はサービスを提供した事業者に対して、介護給付費などを支払います。

問合せ　役場福祉介護課　障害福祉係（☎275-2111　内線246・247）

HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係
（☎ 275-2111　内線 252・253）

乳児健康診査

実施日	該当児	受付時間
2月23日（木）	平成17年4月生まれ	午後1時～1時15分
	平成17年10月生まれ	午後2時～2時15分

場　所　総合会館
持ち物　母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育児教室

実施日　2月7日（火）
受付時間　午前9時30分～9時50分
場　所　総合会館
該当児　平成17年11月生まれのお子さん
持ち物　バスタオル・母子手帳・筆記用具
＊乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

1歳6か月児健康診査

実施日　2月16日（木）
受付時間　午後1時～1時30分
場　所　総合会館
該当児　平成16年6月～平成16年7月生まれのお子さん及び前回未受診のお子さん
持ち物　母子手帳・1歳6か月児健康質問票・印鑑・健康保険証
＊地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。

母と子のすくすく相談室
～子育て中のお母さんを応援します～

日時（会場）2月8日（水）午前10時～11時30分（総合会館）
2月24日（金）午前10時～11時30分（押原児童館）
対象者　昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
＊保健師がご相談をお受けします。育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。
＊総合会館で実施する日にはお子さんの身体計測も行います。

母子手帳交付及び一般健康相談

日　時　2月2日（木）午前9時　～11時30分
2月13日（月）午後1時30分～　4時
2月22日（水）午前9時　～11時30分
場　所　総合会館
＊母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
＊予防接種についてのご相談も受付けています。
＊一般健康相談は40歳以上の方を対象に血圧測定、尿検査栄養相談などを行っています。
＊子宮がん検診の申込みを受付けています。印鑑をお持ちください。今年度の申込み・受診は2月末までです。来年度の申込みは4月から行います。
＊総合健診の結果報告会においでになれなかった方には、結果表をお渡ししています。

パパママ学級

対象者　町内に住む妊娠5か月以降の方
実施日　平成18年2月18日（土）　午後1時30分～4時
場　所　総合会館
定　員　10組程度　（初産の方が優先になります）
＊事前にお申込みが必要です。

麻しん 風しん予防接種

前回もお知らせしましたが、今年4月1日から麻しんと風しんの予防接種の方法が変わります。

現在生後12か月から90か月に至るまでの間にあり、麻しん・風しん両方の予防接種が完了していない児につきましては、早期接種を計画し、平成18年3月31日までに接種されますようお勧めいたします。

麻しんや風しんは幼児期早期にかかることが多いため、お母さんからの免疫がなくなる生後12か月以後、なるべく早期に接種することが重要です。

～保健師からひとこと～

平成17年度の総合健診から半年余が経ちましたが、健診結果を取りに来ていない方が大勢いらっしゃいます。ご自分の健康づくりはご自分にしかできません。その一歩は健診結果をもとに生活を振り返ることから始まります。まだ取りに来ていない方は上記健康相談の日においでください。

二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種

平成17年4月15日付けで小学校6年生を対象に、二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種の接種券及び予診票を送付しましたが、まだ接種されていない方は接種券に記載されている期限【平成18年3月31日】までに接種されますようお勧めいたします。
＊接種券・予診票がお手元にない方は、上記健康相談の日においでください。

みなさんの健康

「病、老い、そして死を考える」

山梨大学医学部附属病院緩和ケアチーム
精神科　小林　薫

暗いニュースが続き、子供たちの未来を考えると先行きに不安を感じてしまう今日この頃の日本です。子供が被害者となるだけでなく、時には加害者となる事件さえ耳にするようになりました。しかも事件の状況は決して別世界の話ではなく、我々のごく身近にもあるような背景が垣間見られます。一方、大人の世界では、リストラや借金苦など社会的背景を理由にした中高年者の自殺が増加し、体の病気を上回る死亡原因となる勢いです。「うつ」は「こころのかぜ」と言われ、「自分はいらないのではないか」と悩む患者さんで日本中の精神科外来は溢れかえっています。

現代日本のこの二つの暗い側面には、一つの共通する背景が感じられます。それは、我々大人が生き方を見失いつつある、つまり何を大切に、どう生きたらいいか判らなくなっているという現実です。戦後50年、日本人は物質的に豊かになる道を邁進し、物があふれる社会を作り上げました。しかしいくら物が豊かになっても、それだけでは決して心がみたされないことを、多くの日本人が感じ始めています。中高年になるまで懸命に働き続け、ふと自分の「老い」に気づいたとき、心の豊かさを実感できなければ、憂鬱になるのは当然です。そして、そのような大人を見て育つ子供が、自分の将来に夢を持てるでしょうか。

人は、自分が不老不死ではないこと、いつか死ななければならないことを自覚する力を持たされています。なぜ、「病」や「老い」が忌み嫌われるのでしょう。それは、頭では判っている「いつか避けられない死」という事実を、「病」や「老い」が実感させるからです。本当に「死」＝不幸で、避けて生きる方が良いものなのでしょうか。それなら、なぜ人は「いずれくる死」を自覚出来るようにできているのでしょうか。たとえば「あの世」に持っていけない代表である、「お金」や「権力」だけが目標の生き方は、「死を忘れた生き方」と言えるでしょう。それでは、「死」を思い出した人は、本当に大切なものが見つかるでしょうか。

このような人生の究極の問いに、決まった答えは無いかもしれません。しかし、それでも求め続けることが大切なのだと思います。人に「死」を知る力がある理由は、「よりよく生きるため」だと思うからです。日本人が失った心の豊かさを取り戻すきっかけに、「死を想う」ことが役立つなら、病も老いも決して不幸ではないかもしれません。病院に来られるきっかけとなった人生のイベントが、よりよい生き方を見つける助けになることを心から期待いたします。

メメント・モリ memento mori
死を想え（ラテン語の警句）

企画　財団法人　里仁会

医学会公開シンポジウム

『脳と心の発達』

平成17年度山梨大学医学会主催公開シンポジウムを下記の要領で開催いたします。学内、学外の方々のご出席を賜りますようご案内申し上げます。

日　時　平成18年2月11日（土）午後1時30分～4時
場　所　山梨大学医学部　臨床講義棟・臨床小講堂（入場無料）
司　会　佐藤　悠　医学工学総合研究部（生理学第2）教授

脳と心の生理学　（午後1時30分～2時）
山梨大学医学工学総合研究部（生理学第2）　教授　佐藤　悠　先生

遺伝学からみた心の発達と病気（午後2時～3時）
山梨大学医学工学総合研究部（環境遺伝医学）教授　久保田健夫 先生

認知神経科学よりみた心の発達と前頭葉機能（午後3時～4時）
－発達障害を通して心を考える－
山梨大学医学工学総合研究部（小児科学）　講師　相原　正男 先生

問合せ　山梨大学医学会事務局　山梨大学医学部生理学講座第2教室内（☎273-9486　Fax273-6731）

2月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成18年　2006
如月（きさらぎ）　FEB

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
春の火災予防運動にご協力ください 春先は、空気が乾燥し、強い季節風が吹くため、火の取り扱いには十分注意しましょう。**◇火の取り扱いで注意すること** ・建物の周りに燃えやすいものは置かない・灯油の取扱には十分注意する ・たき火をする際は、風の強い時は避ける・火から目を離さない ・暖房器具の近くに衣類や紙などの燃えやすいものは置かない 運動期間　3月1日（水）～3月7日（火） スローガン　「あなたです　火のあるくらしの　見張り役」 問合せ　県消防防災課（☎223-1430）			1 仏滅 ＊町長と語らいのとき ＊心配ごと相談	2 大安 ＊図書館午後7時まで開館	3 赤口	4 先勝 ＊役場閉庁 ＊児童館午前開館 ＊読み聞かせとお話の会（図書館午前11時～）
5 友引 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館休館 ＊昭和フェスティバル	6 先負 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	7 仏滅 ＊図書館午後7時まで開館	8 大安 ＊心配ごと相談 ＊じどうかんみんなであそぼう（午前10時30分～）	9 赤口 ＊図書館午後7時まで開館	10 先勝	11 友引 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・温水プール・図書館休館 ＊定例結婚相談
12 先負 ＊役場閉庁 ＊児童館・総合体育館休館	13 仏滅 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	14 大安 ＊図書館午後7時まで開館	15 赤口 ＊心配ごと相談 ＊行政相談	16 先勝 ＊図書館午後7時まで開館 ＊読み聞かせとお話の会（図書館午前11時～）	17 友引	18 先負 ＊役場閉庁 ＊児童館午前開館
19 仏滅 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館休館 ＊図書館まつり（午前10時～）	20 大安 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館 ＊ボカシつくり会（総合会館裏　午後1時～）	21 赤口 ＊図書館午後7時まで	22 先勝 ＊じどうかんみんなであそぼう（午前10時30分～） ＊心配ごと相談	23 友引 ＊図書館午後7時まで開館	24 先負	25 仏滅 ＊役場閉庁 ＊児童館午前開館 ＊定例結婚相談 ＊アニメ映画会（図書館午後2時～）
26 大安 ＊役場閉庁 ＊児童館休館	27 赤口 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	28 友引 ＊図書館休館（月末整理日） ＊ふれあいランチ	**～「アクセス」受講生募集～** 内容「アクセス」によるデータベースの作成、データ入力・検索の方法など 日程　2月20日（月）～2月28日（火）の間の6日間 午後6時～9時 場所 県立峡南高等技術専門校（増穂町）　対象「エクセル」が使いこなせる方 受講料 2,100円（他にテキスト代が必要）定員　20名（定員になり次第締切り） 問合せ　県立峡南高等技術専門校（☎ 0556-22-3171）			

2月のゴミ収集日

ゴミの区分＼地区	全地区（西条地区・押原地区・常永地区）		
もえるゴミ（毎週月・木曜日）	2日・6日・9日・13日 16日・20日・23日・27日		
もえないゴミ アルミ・スチール缶	第1・3水曜日（1日・15日）		
粗大ゴミ	第4水曜日（22日） エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。		
剪定枝回収	西条地区 第1水曜日（1日）	押原地区 第2水曜日（8日）	常永地区 第3水曜日（15日）

新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。（いつでも出せます）

＊もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。
＊必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。
＊収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。
＊収集日の当日午前8時30分までに出してください。
＊燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。
＊引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境衛生課へご相談ください。
環境衛生課（☎ 275-2111 内線 226・227）

新成人のみなさん、おめでとう！

1月8日（日）、町総合会館において平成18年昭和町成人式が行われました。今年、町では223名のみなさんが成人となり、式典には139人（男性75名・女性64名）が参加し、スーツや、あでやかな振袖に身を包んだみなさんが、気持ちを新たに大人の仲間入りをしました。

▲丹澤直樹さんと鷹野千佳さんが、代表して記念品を受けとりました。

▲新成人を代表して望月幸太郎さんが「誓いのことば」を述べました。

成人者名簿

1月号に掲載できませんでした、新成人の方を紹介いたします。（敬称略）

【清水新居】
石川 貴士
【河西】
望月 幸太郎
【上河東二区】
高橋 望

安全・安心パトロールカーを導入いたしました

町では、急増する犯罪から「自らの安全は自らが守る」の意識のもと、地域の住民や子供達の安全を確保するためパトロールカーを2台配置しました。

「スクールガードリーダー」が毎週火曜日と木曜日の下校時、町内の通学路を巡回いたします。

また、役場職員が通常の業務で町内の現場に向う際にも、パトロールを兼ねて使用いたします。

ミッシェルさんの料理教室のお知らせ

町「国際交流を進める会」では、押原中学校の英語指導助手であるミッシェルさんを講師にイギリスのケーキ『ベイクウェル・タルト』作り教室を行います。

と　き 2月25日（土）午後2時～5時
ところ 総合会館2階　調理室
講　師 ミッシェル・リドル先生　**参加料** 500円（材料代、当日徴収）
申込みは、2月16日までに**役場総務課・花形まで**
（☎275-2111　内線207　午前8時30分～午後5時）

＊なお、同先生指導による町文化協会英会話部の受講生も募集中です。
＊毎週水曜日　午後8時～　町中央公民館2階　第1会議室

町立児童センターの愛称が決まりました！

昨年11月に町立児童センターの愛称を募集したところ、町内外から、78件の応募をいただきました。審査の結果、札幌市にお住まいの小寺光雄さんの作品「ゆめてらす」が優秀賞に決定いたしました。町立児童センターの愛称として、採用させていただきます。「ゆめてらす」の“てらす”はテラスと照らす、またはラテン語では「大地」を意味し、子どもたちが明日への夢と希望を持って成長できるようにと…という願いが込められています。

児童センター「ゆめてらす」は、広く町民に親しまれ、乳幼児から中高生までが集う、町の子育て支援の拠点となる施設を目指します。4月のオープンにご期待ください。

相談です

◆町長と語らいのとき
日時　2月1日（水）
午後1時30分～4時
場所　町長室

＊あらかじめ**役場総務課**までご連絡ください。
（☎275-2111　内線205）

◆心配ごと相談
日時　2月1日・8日・15日・22日の水曜日
午後1時30分～3時30分
場所　社会福祉協議会

＊あらかじめ**社会福祉協議会**までご連絡ください。
（☎275-0640）

◆行政相談
日時　2月15日（水）
午後1時～3時
場所　町中央公民館2階

＊直接会場へおこしください。お問合せは**役場企画行政課**まで（☎275-2111 内線211）

◆教育相談
日時　随時（水・金・土・日曜日、祝日は除く）
午前9時～午後4時
場所　町中央公民館2階

＊直接会場へおこしください。お問合せは、**カウンセラー**まで（☎275-6951）

◆結婚相談
日時　月～金曜日は受付のみ
午前8時30分～午後5時
第2・第4土曜日は
午後1時30分～4時
場所　町総合会館2階相談室

＊直接会場へおこしください。お問合せは、**社会福祉協議会事務局**まで（☎275-1881）
＊なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

◆心の健康相談
＊精神保健福祉に関する相談に応じ、住民の心の健康づくりを進めます。
第2・第4水曜日
午後1時30分～3時
お問合せは、**甲府保健所**まで
（☎237-1437）

お知らせ

◆ボカシつくり会
日時　2月20日（月）
場所　町総合会館裏
時間　午後1時～

＊不用犬・猫のお問合せは**役場環境衛生課**まで
（☎275-2111　内線226）

女と男とが築きあげる21世紀のまちづくり

『共に生き活き輝け昭和』

昭和町男女共同参画推進だより⑲

「みんなで考えて行こう」

男女共同参画会議は、政府が、新しい男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について、基本理念を踏まえ、現行の基本計画の下での施策の実施状況を勘案しながら、昨年、答申がなされました。

現行計画の達成状況・評価及び今後の施策の基本的方向と具体的な取組みについての重点事項が示されました。

☆ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
☆ 女性のチャレンジ支援
☆ 男女雇用機会均等の推進
☆ 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
☆ 新たな分野への取組み
☆ 男女の性差に応じた的確な医療の推進
☆ 男性にとっての男女共同参画社会
☆ 男女平等を推進する教育・学習の充実
☆ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

これらの重点事項の達成には、あらゆる分野において、「男女共同参画の視点に立った取組みと、関連施策の立案・実施」が大切だと述べています。

特に、社会制度・慣行の見直し等、一人一人を大切にした個人単位の考え方に改めるなど必要に応じた見直し、「社会的・文化的に形成された性別」に敏感な視点を定着させるための広報・啓発活動を展開する必要があります。

また、仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発、特に家庭生活に積極的に参画することができるような環境整備や、働き方の見直しをはじめ、多様なライフスタイルに対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等すべての子育て家庭の支援に努めることが大切だと思います。

さらに、高齢者が安心して暮らせるため、介護保険制度の着実な実施、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備の推進等、介護体制の基盤整備が必要ではないでしょうか。

フォーラム2006が開催されます

「共に生き活き輝け昭和」推進委員会では、平成18年3月4日(土)、午後1時から、昭和町総合会館において、一年間の推進の成果を発表いたします。

穏やかで明るく、山梨における女性の地位向上のために力を尽くしており、お話や授業は楽しくわかりやすいと定評の山梨学院大学法学部教授の山内幸雄先生をコーディネーターにお迎えして、シンポジウムでの発表です。

まず、各部会が、男女共同参画をわかりやすく寸劇で発表します。どんな寸劇でしょうか、川柳で表してみましょう。

おーいお茶　飲みにおいでと　妻を呼び
お茶当番　みんなはらはら　課長の手つき
盆踊り　老若男女で　大きな輪

シンポジストは、各部会のリーダーが務めます。男性と女性がお互いを理解しあい、協力して作り上げていく「男女共同参画社会」、多くの方のご参加でさらに、推進していきたいと思います。会場参加者との質疑応答の時間もあります。

とにかく、にぎやかで楽しいフォーラムにしたいと思っていますので、ご近所お誘い合わせのうえ、お出かけください。

★詳細は、インフォメーションコーナーをご覧ください。

昨年のフォーラムから

《知っていますか》

＊ポジティブ・アクション

職場においては、男女間の差別をなくし、能力ある人材を各々の職域に配属し、個人の能力を発揮することのできる職場環境を整えること。

★推進委員会へのご意見・ご提言をお寄せください。

役場企画行政課推進委員会
（☎275―2111　内線213）

町営住宅『常永団地』の建替え工事に伴う交通規制について！

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします

上河東地内にある町営住宅は、昭和40年代に築造され簡易耐火構造の2階建て14棟の92戸が既存でありますが、町では建築年数の経過による建物の老朽化や現在の住宅需要などに対応するため新たな住宅に建替えることになりました。新たな団地は、年次計画（1期工事～3期工事）で現在の用地内の既存住宅を取壊した場所に建設します。なお、今後の工事期間中・時間帯において、通行止め等の交通規制が取られますが、町民のみなさまには周辺の混雑が予想され大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

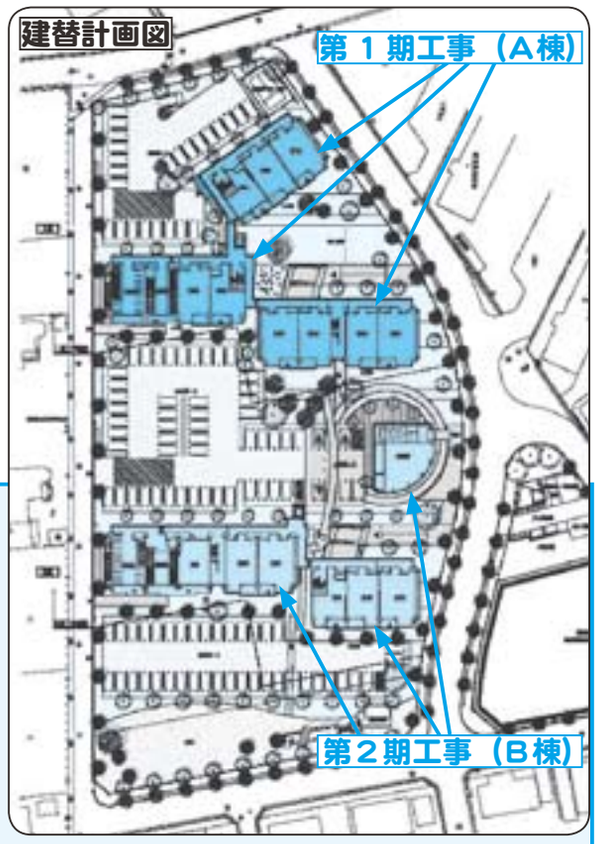

《建替事業計画》

第1期工事　平成18～19年度既存棟（計5棟）解体
　　A棟（一部6階建・51戸）新設
第2期工事　平成20～21年度既存棟（計6棟）解体
　　B棟（一部6階建・41戸）新設　集会所新設
第3期工事　平成22年度　　既存棟（計3棟）解体
　　既存集会所解体・公園、緑地整備

平成17年度のスケジュール

①測量・設計・地質調査業務　②基本・実施設計業務（解体設計共）　③第1期解体工事（H 18.3～）

問合せ　役場産業課 管理係（☎275-2111　内線242）

～注意報・警報の発表区域と名称が変わります～

山梨県の中・西部の注意報・警報の発表区域は、「中・西部の北部」と「中・西部の南部」の2つに分かれていましたが、平成18年3月1日から「中北地域」「峡東地域」「峡南地域」に名称が変わり、3つの区域に分けられます。昭和町の発表区域の名称は、中・西部の北部でしたが、中北地域となります。注意報・警報が発表された際はご注意ください。

＊なお、詳細については、甲府地方気象台のホームページhttp://www.tokyo-jma.go.jp/home/kofu/をご覧ください。

一次細分区域	二次細分区域	該当市町村
中・西部（ちゅうせいぶ）	中北地域（ちゅうほくちいき）	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、中巨摩郡（昭和町）、北巨摩郡（小淵沢町）
	峡東地域（きょうとうちいき）	山梨市、笛吹市、甲州市、東八代郡（芦川村）
	峡南地域（きょうなんちいき）	西八代郡（市川三郷町）、南巨摩郡（増穂町、鰍沢町、早川町、身延町、南部町）
東部・富士五湖（とうぶ・ふじごこ）	東部（とうぶ）	都留市、大月市、上野原市、南都留郡（道志村）、北都留郡（小菅村、丹波山村）
	富士五湖（ふじごこ）	富士吉田市、南都留郡（西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）

▲山梨県細分区域表（平成18年3月1日から）

シリーズ国民年金

年金は、世代と世代間の支え合いの制度です。
年金についてもう一度考えてみませんか…

役場町民窓口課　年金係　（☎ 275-2111　内線 219）
または社会保険事務所（☎ 278-1100）

【その⑭】

20 歳になったら国民年金

国民年金とは

●国民が納める保険料と国庫負担により、国民が高齢になった時、障害が残った時、死亡した時に年金を支給し、その生活を保障する制度です。
●日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の方は、全員、国民年金への加入および保険料納付が法律で義務付けられています。学生も加入します。
●国が責任を持って運営し、現役世代が高齢者を支える世代間扶養のしくみにより、年金額は　経済変動に応じてスライド（実質価値を保証）し、生涯支給されます。
●保険料は、月額 13,580 円です。（平成 17 年度）

収入が少なく、保険料を納められないときは…

保険料の「免除制度（全額・半額）」20 歳代には「若年者納付猶予制度」学生には「学生納付特例制度」があります

免除制度（全額・半額）

●収入が一定額以下で保険料を納めることが困難な場合、保険料の「全額」または「半額」が免除されます。

若年者納付猶予制度

● 20 歳代の方で、収入が一定額以下の場合、保険料を後払いできます。

学生納付特例制度

●大学・専門学校等の定められた学校（夜間・通信制を含む）に在学していて、本人の前年所得が一定額以下の方は、保険料が後払いできます。

＊免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間の保険料は、10 年以内なら後から納めること（追納）ができ、年金額は通常納めた場合と同じになります。

＊制度の詳しい内容、手続き方法については、役場窓口課または社会保険事務所へお問合せください。

保険料を納められない場合はそのままにせず、必ずご相談ください！

権限移譲により住民サービスの向上を目指します！

町では山梨県の「市町村への権限移譲推進計画（第２次）」に基づき移譲の対象とされている事務を、積極的に受け住民サービスの向上を目指しています。本町の第２次行財政改革大綱においても、権限移譲に対応できる組織の見直しを改革項目としてとり上げ、検討をしています。近隣の町村が合併して新市となり行政基盤の強化を図り、権限移譲を推進していますが、本町でも限られた職員数で、効率よく事務を行い地方分権時代の受け皿となる体制を強化して参ります。また、今後も権限移譲を受けた事務をみなさんに報告して参ります。

○山梨県第２次計画における事務の移譲状況集計（平成 18 年４月１日（見込み））

		対象事務数（延べ）	移譲事務数（延べ）	移譲の率（%）
1	甲府市	13	8	61.5
2	富士吉田市	20	7	35.0
3	都留市	20	5	25.0
4	山梨市	20	14	70.0
5	大月市	20	7	35.0
6	韮崎市	20	14	70.0
7	南アルプス市	20	20	100.0
8	北杜市	16	8	50.0
9	甲斐市	20	20	100.0
10	笛吹市	20	17	85.0
11	上野原市	21	5	23.8
12	甲州市	20	10	50.0
13	中央市	20	6	30.0
14	芦川村	16	5	31.3
15	市川三郷町	20	6	30.0
16	増穂町	20	12	60.0
17	鰍沢町	20	6	30.0
18	早川町	16	7	43.8
19	身延町	21	7	33.3
20	南部町	16	6	37.5
21	昭和町	19	11	57.9
22	道志村	16	5	31.3
23	西桂町	20	6	30.0
24	忍野村	20	5	25.0
25	山中湖村	20	9	45.0
26	鳴沢村	16	4	25.0
27	富士河口湖町	21	5	23.8
28	小菅村	16	5	31.3
29	丹波山村	16	4	25.0

＊第２次山梨県行財政改革プログラムより

○移譲の割合

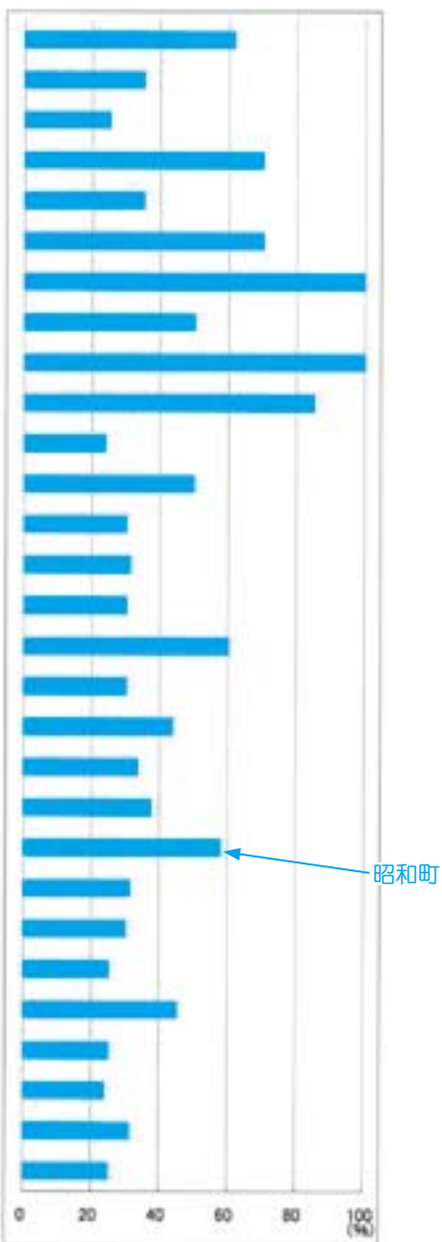

本町では、平成 18 年度に「土地改良区設立に係わる公告等」「安全計画書届出の受理」「優良宅地の認定」「優良住宅の認定」「売店等設置場所の調査」「低体重児届出・未熟児訪問指導」「史跡名勝天然記念物の許可等」「農地の権利移動許可３条」といった８つの事務を受ける予定です。

＊行財政改革に関する問合せ先　役場政策法制課　政策係　（☎ 275-2111　内線 287）**行財政改革ノススメ N014**